

一般社団法人日本獣医臨床病理学会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本獣医臨床病理学会と称する。英文（略称）では Japanese Society of Veterinary Clinical Pathology (JSVCP) と表示する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都板橋区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、獣医臨床病理学および関連する学術領域の進歩普及をはかり、それらの成果をもって社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会、講演会、講習会、その他研究集会の開催
- (2) 機関誌および論文図書等の刊行
- (3) 研究の奨励および研究業績の表彰
- (4) 学術国際交流
- (5) 専門家の育成
- (6) その他本学会の目的遂行に必要な事業

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の5種とする。

- (1) 正会員：本学会の目的に賛同する者
- (2) 愛玩動物看護師会員：愛玩動物看護師で、本学会の目的に賛同する者
- (3) 学生会員：獣医学または獣医学に関連のある学科を修める学生で、本学会の目的に賛同する者
- (4) 名誉会員：本学会の発展に関し功績のあった者で、理事会において承認された者
- (5) 賛助会員：本学会の趣旨に賛同し、本学会の維持発展を賛助する個人または団体

(会員の資格取得)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより入会申込をし、その承認を受けなくてはならない。

(会費等の負担)

第8条 第6条に定める正会員、愛玩動物看護師会員、学生会員及び賛助会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会で定める会費をこの法人に支払う義務を負う。

2 前項の年会費は、入会時および1年毎に納入するものとする。

(任意退会)

第9条 会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつ

でも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令及びこの定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失)

第11条 前条の場合のほか会員が各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である法人若しくは団体が解散消滅したとき
- (3) 違法行為などその他の除名すべき正当な事由があるとき
- (4) 正当な理由なくして会費を2年以上納入しないとき。ただし未納の会費を完納したときは再入会を妨げない。

(抛出金品の不返還)

第12条 会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 社員

(法人の構成員)

第13条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第14条 この法人の正会員及び愛玩動物看護師会員のうち、3年以上の会員歴を有する者は、社員となる資格を有する。

2 この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(任意退社)

第15条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第16条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) 法令及びこの定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(社員資格の喪失)

第17条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき。
- (2) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。
- (3) 2回以上連続して社員総会への出席若しくは第26条または第27条に定める議決権の行使を行わなかったとき。

第5章 社員総会

(構成)

第18条 社員総会はすべての社員をもって構成する。

(権限)

第19条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員及び社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第20条 社員総会は、定時社員総会として毎年1回事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の決議をしたとき
- (2) 総社員の議決権の5分の1以上を有する社員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき

(招集)

第21条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項各号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第22条 社員総会の議長は、理事長とする。

(定足数)

第23条 社員総会は、総社員の議決権の過半数を有する社員の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第24条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(議決)

第25条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員及び社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第29条に定める定数を

上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（書面又は電磁的方法による議決権行使）

第26条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について議決権行使書又は電磁的方法をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数は、前条の出席した社員の議決権の数に算入する。

（議決権の代理行使）

第27条 社員は、代理権を証明する書面又は、電磁的方法をもって理事長に提出して、他の社員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、第23条の規定の適用については、その社員は社員総会に出席したものとみなす。

（議事録）

第28条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名、押印をしなければならない。

第6章 役員

（役員の配置）

第29条 この法人に、次の役員を置く。

理事 5名以上20名以内

監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、1名を副理事長とする。

3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の代表理事とする。

(役員の選任)

第30条 理事及び監事は、社員の中から総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 副理事長は、理事長を補佐して、業務を掌理し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

(監事の職務)

第32条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員の任期)

第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(役員の解任)

第34条 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。

(役員の報酬)

第35条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益は、総会の決議によって定める。

第7章 理事会

(構成)

第36条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第38条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

2 理事会の招集通知は、会日の5日前までに各理事及び監事に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項に関わらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

第8章 事務局

(設置等)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定めるものとする。

第9章 委員会及び部会

(設置等)

第43条 この法人の事業執行上必要と認めるときは、理事会の決議を経て、委員会又は部会等を置く事ができる。

2 委員会又は部会等の名称、組織、所轄事務等については、理事会の決議を経て別

に定める。

第10章 会計

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は年1期とし、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号、第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (4) 前各号の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に据え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この法人は、総会の決議によって定款を変更することができる。

(解散)

第47条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことが出来ない。

第12章 雑則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附則

1 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下の通りとする。

氏名	住所
----	----

米澤智洋	(以下、住所省略)
------	-----------

久末正晴	
------	--

嶋田照雅	
------	--

皆上大吾	
------	--

石崎禎太	
------	--

井手香織	
------	--

島田雄平	
------	--

西飯直仁	
------	--

早川典之

桃井康行

石岡克己

山口智宏

2 この法人の設立時役員は、以下の通りとする。

設立時理事 米澤智洋、久末正晴、嶋田照雅、皆上大吾、石崎禎太、井手香織、
島田雄平、西飯直仁、早川典之、桃井康行、石岡克己

設立時理事長 米澤智洋

設立時副理事長 久末正晴

設立時監事 山口智宏

3 この法人の最初の事業年度は、この法人設立の日から令和7年3月31日までとする。

4 この法人の成立後の最初の社員は以下の通りとする。

米澤智洋、皆上大吾、石岡克己、石崎禎太、井手香織、嶋田照雅、島田雄平、西飯直仁、早川典之、久末正晴、桃井康行、山口智宏、大和修、根尾櫻子

以上、一般社団法人日本獣医臨床病理学会の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

- 以上 -